

猪名川町告示第15号

猪名川町地域子育て相談機関事業実施要綱をここに告示する。

令和8年3月6日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町地域子育て相談機関事業実施要綱

令和8年3月6日

要綱第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の3第1項の規定に基づき、猪名川町地域子育て相談機関(以下「地域子育て相談機関」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体及び実施施設)

第2条 事業の実施主体は町とし、町長が猪名川町内の次の各号に掲げる事業所を地域子育て相談機関事業(以下「事業」という。)実施施設として指定する。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 地域子育て支援拠点

(指定申請)

第3条 前条の指定を得て事業を行おうとする者は、猪名川町地域子育て相談機関事業実施施設指定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(指定の通知)

第4条 町長は、前条の申請を受けた場合において、指定をしたときは、猪名川町地域子育て相談機関事業実施施設指定通知書(様式第2号)により、事業実施施設を運営する者(以下「(以下「地域子育て相談機関実施者」という。))に通知する。

2 前条の指定の効果は、次の各号のいずれかに該当しない限り継続するものとし、年度ごとの指定は行わない。

- (1) 事業実施施設が廃止又は休止された場合
- (2) 本町が事業を廃止又は休止した場合
- (3) その他、町長が継続して指定することが適当でないと認める場合

(業務内容)

第5条 地域子育て相談機関の業務内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 相談支援
- (2) 子育て世帯に対する情報発信
- (3) 子育て世帯とつながる工夫
- (4) 猪名川町こども家庭センターを含む各種関係機関等との連携
(開所日数及び開所時間)

第6条 開所日数及び開所時間は、1週間に3日以上かつ1日に3時間以上を原則とする。

(職員の配置)

第7条 利用者支援事業実施要綱(令和6年3月30日付け成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知別紙)の4実施方法(1)③イに定める職員を配置することを原則とする。ただし、第2条の規定による指定を既存施設に行う場合は、当該既存施設の職員において、第5条各号に規定する業務内容を行うことが可能と町長が認めた場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 地域子育て相談機関に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も、同様とする。

(相談記録)

第9条 相談の実施にあたっては、必要に応じて、相談記録票(様式第3号)により記録を行うこととし、また各種関係機関につなぐ際には、必要に応じて相談記録票等を共有することとする。

(報告)

第10条 地域子育て相談機関実施者は、毎月の事業の利用状況を、翌月の10日までに、猪名川町地域子育て支援機関事業実施報告書(様式第4号)により、町長に報告するものとする。

2 町長は、必要に応じて地域子育て相談機関実施者に対して、事業に関する報告を求めることができる。

(関係書類の保存)

第11条 地域子育て相談機関実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない

い。

(補助金の交付)

第12条 町長は、地域子育て相談機関実施者に対し、猪名川町子ども・子育て支援事業補助金交付要綱(平成27年要綱第60号)の別表中、利用者支援事業に係る規定に基づき、事業の実施に要する費用として交付するものとする。ただし、地域子育て相談機関実施者が、町である場合を除く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

所在地

名称

代表者氏名

猪名川町地域子育て相談機関事業実施施設指定申請書

標記の施設に係る指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

施設名	
施設の所在地	
施設の種類	<input type="checkbox"/> 幼稚園
	<input type="checkbox"/> 保育所
	<input type="checkbox"/> 認定こども園
	<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点
事業開始予定年月日	年 月 日
事業実施日時	週 日開設（ 日 月 火 水 木 金 土 ）
	1日 時間開設（ : ~ : ）
職員数	職員数 名
	（ 常勤 名 非常勤 名 ）
備考	

様式第2号（第4条関係）

猪 第 号

年 月 日

名 称

代表者氏名

様

猪名川町長

猪名川町地域子育て相談機関事業実施施設指定通知書

貴団体が運営する次の施設を、猪名川町地域子育て相談機関事業（以下「事業」という。）
実施施設として指定したので通知する。

施設名	
指定日	年 月 日

（特記事項）

- 1 事業実施施設は、猪名川町地域子育て相談機関事業実施要綱に基づき、適切に事業を実施することとする。
- 2 事業実施施設としての指定は、次のいずれかに該当しない限り継続するものとし、年度ごとの指定は行わない。
 - (1) 事業実施施設が廃止又は休止された場合
 - (2) 町が事業を廃止又は休止した場合
 - (3) その他、町長が継続して指定することが適当でないと認める場合
- 3 事業実施施設や団体の名称等に変更があった場合は、速やかに町長に報告すること。

相談記録票

地域子育て相談機関	
記入者氏名	

相談受付日	年 月 日 ()			
	午前 ・ 午後 時 分 ~ 時 分			
相談者	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年 月 日 歳	続柄	
	住 所			
	電 話			
	相談者の状況 ※妊娠中、育休中、職業等			
こども	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年 月 日 歳	か月	
	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 不明
	住 所	<input type="checkbox"/> 相談者と同じ		
	電 話	<input type="checkbox"/> 相談者と同じ		
	就学状況 ※未就学、園名、学校名等	未就学・保・幼・小・中・高・その他() 年 組		
アセスメント	こどもの状況 家庭の状況	通園・通学等の状況		
	家族構成等	・家庭内の協力者 () ・家庭以外の協力者 () ・きょうだいの有無 有 ・ 無 有の場合 () ・同居家族 ()		

相談内容	
対応内容	
対応経過	
関係機関への情報共有に関する相談者の同意の有無	有 ・ 無
備考	

相談番号一覧

子どもに関する相談	身体	① 発育 体重・身長・体格など
		② 発達 首のすわり・おすわり・はいはい・つかまり立ち・歩行 など
		③ 病氣・予防 発熱・湿疹・アトピー・予防接種・乳幼児健診 など
	精神	④ ことば ことばが遅い・出ない・吃音 など
		⑤ 行動 落ち着きがない・物を投げる・友達を叩く・噛み など
		⑥ 情緒 すぐに泣く・大声を出す・後追いが激しい・怒りっぽい など
		⑦ 精神その他 極端な人見知り・こだわり など
	基本的生活習慣	⑧ 授乳・離乳食 授乳リズム・卒乳・断乳のタイミング・偏食・離乳食を食べない・ムラ食い・落ちついて食べない など
		⑨ 睡眠 生活リズム・昼寝をしない・夜中に起きる・寝つきが悪い など
		⑩ 排泄 便秘・下痢・トイレトレーニング など
		⑪ 基本的生活習慣その他 入浴・外出・衣服・ベビーカーの選択 など
親自身に関する相談	家族関係・家族問題	⑫ 家族関係・家族問題 夫の実家・実母や義母との関係 など
	育児方法・しつけの知識	⑬ 育児方法・しつけの知識 第一反抗期への対応・早期教育の是非・きょうだいに対する接し方 など
	育児不安・負担・疲労感	⑭ 育児不安・負担・困難感 ストレスを強く感じる・このままで良いのか不安・自分ひとりだけの育児・イライラする など
	子育てリソース	⑮ 子育て支援リソース 保育所・幼稚園・児童館・小児科 など
		⑯ 子育て支援センターに関すること 子育てサークル など
母親の心身の状況	⑰ 母親の心身の状況 母親の体調不良・うつ病 など	